

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

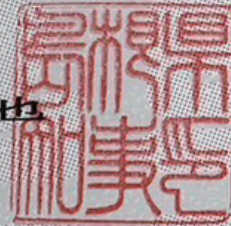
住所 広島県安芸郡坂町横浜西二丁目4番32号

名称 株式会社 T E S

代表取締役 坂元 隆文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和5年1月11日

許可の有効年月日 令和10年1月10日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

### 特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃石綿等

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を

含むことにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

特記事項なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 有・無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無